

# ヘーゲル『大論理学』の研究 9

伊藤一美

## A Study of Hegel's "Science of Logic"9

Kazumi ITOH

### **Abstract.**

The Notion distinguishes itself and turns to be "universality", "particularity" and "individuality". These three are related to one another as the subject and the predicate in the judgement. Because the Notion, which is the original unity in itself, distinguishes, the relation between the subject and the predicate is the process of restoring these three to the original unity.

### **概念論 Die Lehre vom Begriff**

#### **2 判断 Das Urteil**

I. 概念は自己を区別する作用をもつ。この作用は抽象作用ともいわれる。この作用によって、概念のなかに概念の規定性が指定される。普遍 das Allgemeine, 特殊 das Besondere, 個別 das Einzelne がそれである。これらの概念諸規定は対立し、規定しあう。これが概念自身の規定作用 das Bestimmen である。判断は、この作用に基づいている。判断は概念そのものに指定されている諸概念が相互に規定しあうことである。「判断とは概念そのものによってこのような規定された諸概念を指定することである。<sup>(1)</sup>」

したがって、判断作用は概念作用（抽象作用）とは別ものである。それは、概念自身による概念の規定作用だ。この作用によって、判断が進展する。「種々の判断へ判断が進展することは、概念の規定が進展することである。<sup>(2)</sup>」いかなる規定された概念が存在するのか、そして概念の規定性がいかに必然的に生ずるのかということは判断の中で示される。

それゆえ、判断は概念の最初の実在化である。というのは実在性とは規定された存在のことと、定在のなかに歩み入ることだからだ。この実在化の本性とはこうである。①概念の諸契機（諸規定）はそれぞれ自立的総体性 Totalität である。概念の自己内反省、概念の

個別性によって。しかし、②これらの総体性の関係が、概念の統一である。つまり、自己へと反省した諸規定は規定された諸総体性である。同様にそれらは本質的に無関心な関係である。しかしながら、相互の媒介によって存在する。規定作用はこれらの諸総体性と、それらの諸総体性の関係を含む。だから、規定作用は総体性でもある。この総体性が判断である。

#### **II 判断の構造**

1. 主語と述語。判断は第一に主語と述語とをもつ。それは自立的なものである。無規定的だ。しかし、それは判断そのものによって規定される。判断は規定的概念としての概念である。だから、判断がいまだ無規定的である概念に対して規定的な概念をもつという一般的な区別があるだけだ。主語はまず述語に対して普遍に対する個別として、あるいはまた普遍に対する特殊として、あるいは特殊に対する個別として取り扱われる。それは主語と述語とがより規定されたものとして、より普遍的なものとして相互に対立するかぎりだ。

だから、判断において主語と述語という名前を用いることが妥当である。それは名前として無規定的なものである。また名前以上のものではない。だから、この意味で概念諸規定そのものを判断の二項として使用することは出来ない。また、他方では概念諸規定は抽象的なもの、固定的なものではなく、対立する規定

を自分のなかにもつものであるから、固定的である判断の二項として使用できない。それでも判断の二項は概念であり、三規定（普遍、特殊、個別）の総体性である。しかしそうであっても主語と述語はそれ自体においてあることを示さねばならない。概念規定がこのように変化しても判断の二項が一般的な形態としてあり、変化のなかでも変わらないような名前が必要になる。しかし、名前は事柄、または概念に対立する。この区別が判断において現われる。主語は一般に規定されたものであり、直接的に存在するものを表す。しかし、述語は普遍、本質、または概念を表す。主語はさしあたり一種の名前にすぎない。すなわち、主語が何であるかは述語がはじめて表現する。その述語は存在（das Sein）を概念の意味において把握している。述語は概念、あるいは本質と普遍である。

2. 主語と述語の関係（繁辞）。第二に判断における主語と述語の関係がどんなものであるか、そして両者がこの関係によっていかに規定されているかを考察しなければならない。次のような主観的考察がある。判断の両項は自立した総体性である。この自立したものとの関係が概念の統一である。しかも統一とはいっても両概念は揚棄されていない。したがって両項は統一の外に立っているとするのがこの立場である。

つまり、主語と述語をそれぞれ相手の外に自立的に存在するとみる。主語は対象で、一定の述語をもたないような対象とされる。述語は普遍的規定で、主語に属さないときでも存在するような規定とみなされる。従って、主語と述語は結合がなされないとき、それぞれが独立したままで、前者は現実に存在する対象であり、後者は頭の中にある表象であるとされる。——しかし、判断の本質はそうではない。述語は主語に付加されるが、主語に帰属するものもある。すなわち、絶対的に *an und für sich* に主語と同一のものでなければならない。繁辞は述語が主語の存在に属するということを示している。また、命題と判断とはちがう。判断とは次のようなものである。述語が概念諸規定の関係に従って主語に関係するということ、即ち普遍として特殊と個別に関係するということである。命題とは個別的な主語について、ある個別的なことを表しているものだ。たとえば「アリストテレスは 73 才で死んだ。それは第 115 オリンピアードの第 4 年であった」は單なる命題である。ところが、死の時期や年令とかに疑いがかけられたとする。そのとき何んらかの根拠からいまあげた数が主張されることになれば、その時には判断の意味が加わる。というのは、この時この数はある普遍的なものとして、またアリストテレスの死という一定の内容がなくとも成立するものとして理解されるからだ。そのように「友人が死んだ」という報告は命題であるが、現実的に死んだのか、それとも仮死かという問題が生じたとき、そのときにのみ判断になるといえる。

判断についての皮相な説明がある。判断が二つの概念の結合であり、しかも、外面的な繁辞による結合だと説明される場合である。さらに、結合されたものは少なくとも概念であるべきだとする場合である。皮相な説明は判断の本質、判断の諸規定の区別を見落している。だから、判断の概念に対する関係をしっかりと考察せねばならない。

3. 主語と述語との内面的関係。主語と述語とのさらに立ち入った規定が必要だ。その規定は判断において得るものである。しかし、判断は概念の措定された規定性であるから、この規定性は主語と述語の区別を個別性と普遍性というかたちで保っている。主語は個別として、まず存在者 *Seiende*、あるいは自己的に存在するもの *das Fürsichseiende* としてあらわれる。また現実的対象としてあらわれる。例えば、勇気、公正、一致などのような表象における対象にすぎないとしても、現実的対象としてあらわれる。これに反して、述語は普遍として、この対象についての反省として、またむしろ対象の自己自身への反省として、対象の自体的存在 *als sein Ansichsein* としてあらわれる。そして、この反省は規定性を単に存在的なものとして揚棄する。そのかぎり個別から出発していることになる。そして、個別が判断によって普遍性へと高まる。逆にこうもいえる。単に自体的に存在 *an sich seiende* している普遍性が個別となって定在へと引き下げられる。或いは自己的存在者 *ein Fürsichseiendes* となる、ともいえる。

判断の意味は個別と普遍の関係を説き明かすことにある。それはこの論理学で展開されてきた推移についての諸形式の意味でもある。つまり、「存在においては他者への移行があり、本質においては他者における映現があった。このことで必然的関係が開示された。この移行と映現が概念の根源的分割へと推移した。概念は個別をその普遍性の自体存在 *das Ansichsein* の中へと連れ戻す。そして普遍を現実的なものとして規定する。この両者は一つであり、同一である。つまり、個別性は自己内反省のなかに措定され、普遍性は規定されたものとして措定される。このことは同じ一つのことである。<sup>(3)</sup>」

こうした判断についての客観的意味に次の意味も含まれている。諸区別、一存在、本質、個別、普遍などは固定的なものではなく、一方の概念規定にも、他方の概念規定にも属するものだということである。それゆえ、主語は自体存在 *das Ansichsein* ともみられ、これに反して述語は定在 *das Dasein* ともみられる。述語なき主語は物自体と同じで、空虚な無規定的な根拠である。そういう主語は自己自身のなかにある概念であり、述語においてはじめて区別と規定性とをもつものだ。従って、述語が主語の定在の側面を形成する。こうして主語は外的なものと関係することになる。「定在しているもの（*was das ist*）はその自己内存在から連関と相互関係の普遍的契機の中へ、現実性の否定的諸関係と交互作用の中へと歩みいる。このことは個別が他の諸々の個別と連続していることであり、それゆえ普遍性だということである。<sup>(4)</sup>」

いまのべた同一性は述語にも属す。「この同一性は、判断の中で措定される。というのは、判断は主語と述語との関係であるからだ。繁辞は「主語が述語である」ことを表す。主語が規定された規定性であり、述語は主語の措定された規定性である。<sup>(4)</sup>」主語は述語においてのみ規定され、述語のなかでのみ主語である。主語は述語のなかで自己に還えり、述語のなかで普遍的なものとなる。——しかし、主語が自立したものであるかぎり、かの同一性はその在立をただ主語においてもっている。このとき、述語が主語に内属する *inhäiert*。述語は主語の個別化された一つの規定にす

ぎず、主語の一つの特性にすぎない。しかし、主語そのものは具体的なものであり、多様な規定性の総体性である。これに対して、述語は一つの規定性を持つ。こうして主語は普遍性である。

——しかし、他方述語は自立した普遍性であり、逆に主語は述語の一規定にすぎない。そのかぎり述語は主語を包摶する *subsumieren*。個別性と特殊性とはその本質とその実体とを普遍のなかにもつ。述語は主語をその概念において表現する。個別と特殊は述語における偶然的規定である。また、もし包摶が主語と述語との外的な関係と考えられ、そして主語が自立したものとして考えられるすれば、包摶は主語と述語との自立性から出発する主観的判断となる。従って、包摶は普遍を特殊と個別とへ適用することにすぎないこととなる。

このように、普遍が主語であっても、述語であっても同一性が成立する。このような同一性は一つの自体存在する同一性 *eine an sich seiende Identität* にすぎない。このような同一性は揚棄されて、主語と述語との区別なき眞の同一性とならなければならない。それは、両者の眞の関係であり、その関係は普遍的である。というのは、この関係が両者の積極的な同一性だからだ。しかしながら、この関係は規定的な関係でもある。というのは、述語の規定性は主語の規定性であるからだ。さらにまた、この関係は個別的な関係でもある。というのは、自立した両項がその関係のなかで、それらの否定的統一として揚棄されているからだ。——しかし、判断においてこの同一性はいまだ指定されていない。

概念の同一性を再び回復すること、あるいは指定することが判断の運動の目標である。判断のなかに存在しているものは、一方では主語と述語とは自立性であり、相互の規定性である。しかし、他方ではいまだ両者の関係は抽象的関係である。判断は「主語が述語である」と言表する。しかし述語が主語ではない。だから、矛盾が存在する。その矛盾は自己解消して、一つの結果へと移行する。それは、主語と述語の概念の統一である。また、判断は概念の実在性であるから、判断の進行は展開である。判断のなかにあらわれるものは、すでにそのなかに含まれている。そのかぎり論証は、すでに判断の両項のなかに存在しているものを指定するにすぎない反省である。しかし、この指定もすでに存在している。それは両項の関係である。

Ⅲ 判断は、それが直接的である場合、①定在の判断 *das Urteil des Daseins* である。判断の主語は一つの抽象的な現存在している個別である。述語は主語の直接的規定性、あるいは特性、つまり抽象的普遍である。

主語と述語との質的なものが揚棄されると一方の規定が他方の規定へ映現する。これが②反省の判断 *das Urteil der Reflexion* である。

この外的結合は、本質的同一性へと推移する。それは実体的な必然的な連関である。こうして③必然性の判断 *das Urteil der Notwendigkeit* が登場する。

この本質的同一性のなかで主語と述語との区別が一つの形式となる。こうして判断は主観的となる。判断は概念とその実在性との対立を、また両者の比較をもつ。これが④概念の判断 *das Urteil des Begriffs* である。

概念の出現は、判断が推理へと移行することを根拠

づける。

#### A 定在の判断 *Das Urteil des Daseins*

主観的判断においては一つの同じ対象が二重のものとしてある。一方では対象の個別的現実性として、他方では対象の本質的同一性、つまり概念としてある。このことは、個別が普遍性に高められることである。また、普遍がその現実性へと個別化されることもある。判断はこのようにして真理である。判断は概念と実在性との一致である。しかし、はじめはそうなっていない。はじめ、判断は直接的である。この直接性からして、第一の判断は定在の判断である。それは質的判断 *das qualitative Urteil* とも呼ばれる。質が存在の規定性に属するからだけではなく、抽象的普遍性もその質のなかに含まれているからだ。

定在の判断は内属の判断 *das Urteil der Inhärenz* である。というのは、主語は直接的なもので、しかも本質的なものであり、述語は非自立的なもので、主語に含まれるからだ。述語は主語にその根拠をもつ非自立的なものだ。この意味で内属の判断である。

##### a 肯定判断 *Das positive Urteil*

1. 前述のように主語と述語とはまずはじめに名前である。それらの現実的規定は判断の過程を通して獲得される。しかし、判断の両項である主語と述語とは概念の両契機である、という規定をもっている。しかし、直接性のために全く単純な規定にすぎない。豊かな内容もなく、さしあたって抽象的に対立しているにすぎず、抽象的個別性と抽象的普遍性でしかない。——述語は抽象的普遍である。しかし、抽象的なそれは個別と特殊とを揚棄している。そういう媒介によって制約されている。そのかぎり、媒介を前提にしている。概念の領域での直接性は絶対的に *an und für sich* 媒介を含む。つまり、それは直接性の揚棄によって成立する直接性で、普遍的直接性である。この意味で質的存在もその概念のなかにあるものとして普遍である。しかし、存在 *das Sein* であるから直接性はいまだそのような直接性としては指定されていない。だから、ここでの直接性には否定性が潜在しているということになる。このような関係は判断のなかに現われる。主語の述語という形で現われる。——同様に主語は抽象的個別である。そのようなものとして直接的なものである。それゆえ、主語は或るもの一般 *ein Etwas überhaupt* としての個別である。主語はそのかぎり判断を抽象的なものにしている。この側面からすれば概念は主語にとっては外的なものにすぎない。主語はいまだ概念の内面、内容にふれていない。媒介や否定性に関与していない。したがって、主語と述語の関係は「ある」という繋辞 *Kopula* でしかない。直接的であり、抽象的であり、媒介や否定を含まない関係である。この判断は肯定判断とよばれる。

2. 肯定判断は、最初「個別は普遍的である」という命題となる。

この命題の客観的意味は次の点にある。①個別は変化するものである、ということを表現している。②概念のなかで個別的諸物が肯定的に存立されていること

を表している。これらのこととはこうもいえる。概念は自己分割するが、その時概念から現われ出たものは変化する。概念の普遍的本性へと還帰するという形で変化する。しかし、このことによって、普遍は定在を与えられる。「本質がその諸規定のなかに仮象（映現）し、根拠が現実存在へと現象し、実体が啓示の中へ、実体の偶有性に現れたように、普遍も個別へと自己を開示する。判断は、この普遍の開現であり、判断自体そぞである否定性の展開である。<sup>(5)</sup>」

後者は「普遍は個別的である」という命題となる。換言すれば「個別は普遍的である」が「普遍は個別的である」となる。いかにしてそうなるのか。——主語は直接的個別である。具体的なものとして指定される。多くの質をもったもの、多様な特性をもつ物として、多様な可能性を含む現実的なものとして、そのような多様な偶有性をもつ実体として指定される。しかも、この或るもの das Etwas、あるいは物 das Ding は、その質、特性、偶有性のなかで自己へと反省している。言いかえると、或るものや物はこれらのこと柄のなかで自己を保持している。また自己のなかにそれらを保持している。つまり、指定された存在や規定性は絶対的に存在するもの zum Anundfürsichsein に属している。それゆえ、主語はそれ自身において普遍である。——述語は初め、実在的でも具体的でもない抽象的普遍性で、主語に対する規定性である。主語のもつ他の諸々の総体性を排除して、ただ総体性の一契機のみをもっている。このような否定性のために、それは判断の一項として自己に関係する否定性だが、この否定性のために述語は抽象的個別である。——たとえば、「バラはよく匂う」という命題がある。述語はバラのもつ多くの特性のうちの一つを表現している。述語は主語のもつ諸特性のある一つの特性を個別化する。こうして、判断の命題は「普遍は個別的である」となる。

判断における主語と述語との交互規定をまとめてみると次のようになる。①主語は直接的であり、現実存在であり、個別である。しかし、述語は普遍である。しかし、判断は両者の関係であり、主語は述語によって普遍として規定される。だから、主語も普遍である。②述語は主語に規定されている。というのは述語は主語の規定だからだ。たとえば、「バラはよく匂う」において、このよい匂いは何かある無規定的なよい匂いではなく、バラの匂いである。それゆえ、述語は個別である。

「普遍は個別的である」は判断をその内容から表現している。その内容は述語においては一つの個別である。しかし、主語においてその内容は総体性である。他方の命題「個別は普遍的である。」は形式を表わす。両命題において両項は単純である。形式と内容とがまだ統一している。だから、二つの命題は一つなのだ。というのは、判断の両項は (a) 自立的な抽象的な判断規定であり、(b) それぞれの項が他方によって規定されている。それらを関係させている繋辭によって。しかし、それ故まさに判断のなかでは形式と内容との区別が自体的 an sich に存在している。なるほど、「個別は普遍的である」という命題が含んでいるのは形式に属している。これに対して、他の命題「普遍は個別的である」が表現している関係は内容に関係している。というのは、この命題の両規定は自己内反省によって

生じたものであるからだ。それによって直接的諸規定は揚棄され、従って形式は自己の中へと帰った同一性となる。形式の区別に対立して成立している同一性となる。つまり、形式は内容となる。こうして、やはり両命題は一つだ。

3. ところで、肯定判断が形式と内容との二つの命題からなるとき、

主語	述語
個別は	普遍的である。
普遍は	個別的である。

となり、主語と述語との両方が個別性と普遍性の統一として規定される。このとき、両者は特殊である。だが、この結合は外的反省によって生じたものだ。また、この結合は「特殊は特殊である」という命題ともなる。しかし、これは判断ではない。空虚な同一命題の一種だ。

したがって、次のようになる。判断は①第一に、その形式から見れば「個別は普遍的である」である。しかし、そのような直接的な個別は普遍的ではない。また、判断の述語は一そう外延の拡いものでこの個別に一致しない。主語は一つの直接的に自己存在するもの ein unmittelbar für sich seiendes である。それゆえ、この主語はかの抽象の、つまり媒介によって指定された普遍性の反対である。また主語は主語の陳述に用いられる普遍性の反対である。

②第二に、判断はその内容から見れば、あるいは「普遍は個別的である」という命題としてみると、主語はいろいろの質をもつ普遍であり、具体であり、無限的と規定される具体である。このような主語の規定性は諸々の質、諸特性、偶有性であるから、主語の総体性はそれらの規定の無限の数多さである。そこで、そのような主語は、むしろその述語が表すような個別的特性ではない。こうして上の二命題は否定される。肯定判断は、実は否定判断だということになる。「個別は普遍的ではない」、「普遍は個別的ではない」となる。

### b 否定判断、Das negative Urteil

1. 肯定判断はその真理を否定判断のなかにもつ。しかし、判断はいまだ直接的であり、直接的個別と抽象的規定性以外の内容をもたない段階である。だから、否定判断は、まず第一に「個別は抽象的に普遍的ではない」である。ここで述語は、「抽象的に…」だから主語との関係なしにそれ自身として存在している。だが、普遍ではない。従って、「個別は差し当って一つの特殊である」となる。さらに、肯定判断のなかに含まれているもう一つの命題からいえば、否定判断は「普遍は抽象的に個別的ではない」である。この述語はすでに述語であり、つまり普遍的主語との関係のなかにたっている。それだから、単なる個別以上のものである。したがって、普遍は同時にさしあたって一つの特殊である。——ところがこの普遍は主語として定在の判断という個別性の判断規定の中にあるものだから、両命題は「個別は一つの特殊である」という一つの命題に還元される。

また次のようにいいうことができる。(a) ここに特殊性は述語となっている。特殊性は判断のなかで展開された否定的関係によって成立した。(b) この規定は、

ここでは述語としてのみ現われる。定在の判断においては、主語は根底に横たわっているもの（基体）である。だから、規定はさしあたって述語の面で行われる。しかし、この第一の否定はいまだいかなる規定でもない。また個別の指定でもない。というのは、個別の指定は第二の否定、すなわち否定的なものの否定的なものだからだ。そのことは概念の章から明らかだ。他方、「個別は一つの特殊である」は否定判断の肯定的表現である。これは肯定判断そのものではない。というのは、特殊は判断の関係の指定によってはじめて生じた媒介された規定だからだ。——こうみると、この規定は単に項の契機であるだけではなく、関係の規定でもあると見られる。だから、この判断も否定的なものとして考察されねばならない。

この推移は、一般に判断における両項と両項の関係に基づく。肯定判断は直接的個別と普遍との関係である。従って、一方は同時に他方ではないという関係だ。それゆえ、関係は本質的に分離であり、否定である。それゆえ、肯定判断は否定的なものとして指定されねばならなかった。だから、否定判断の「ない」das Nicht が繋辞とせられてもきた。判断における両項の規定とは規定された関係である。判断規定、または項は質的規定ともちがう。また判断規定は反省の規定でもない。判断規定は概念規定である。それで、判断規定はそれ自身普遍であり、他者に連続するものとしての普遍である。逆に、判断の関係は両項（主語と述語）がもつと同じ規定だ。というのは、関係もこの普遍性であり、両項相互の連続だからだ。しかし、これらが区別されているかぎり、関係はまたそのなかに否定性を持つ。

こうして、判断は関係の形式 die Form der Beziehung から規定の形式 die Form der Bestimmung へと移行する。この移行は直接的結果を形成する。その直接的結果とは、繋辞の「ない」das Nicht が述語に移され、述語が非—普遍として規定されねばならないということだ。しかし、非—普遍はまたも直接的帰結によって特殊である。（——否定的なもの das Negative が直接的非存在という全く抽象化された規定にしたがって固定されると、述語は全く無規定的な非—普遍である。この規定については、論理学のなかで、通常矛盾概念 der kontradiktorische Begriff のところで取り扱われ、重要とされる。そのため、概念の否定的なものを論ずるとき、ただ否定的なものだけが固定的にとらえられ、その否定的なものが肯定概念の他者という単に無規定的領域のものとして見られねばならないということにまでなる。単純な非一白は赤、黄、青とともに黒であることになる。しかし、白はそのものとして直観の没概念的規定である。従って白の非 das Nicht des Weiß en も、同様に没概念的非存在である。これは、この論理学の始めに考察されたものだ。このような没概念的内容である存在の諸規定や反省の諸規定が、判断諸規定とされるならば、それは誤りである。だから、感性的内容も概念把握されなければならない。そして、無関心性と抽象的直接性とを失わねばならない。——しかし、概念とその諸規定との絶対的に流動的な連続性のなかでは「非」は直接的に肯定的なものである。そして、否定は規定性であるだけでなく、普遍性のなかに取り入れられ、普遍性と同一なものとして指定される。そこで、非普遍はとりも直さず特殊

である。）

2. 否定判断は、個別性（主語）と普遍性（述語）との相互関係である。主語は根底に横たわっている直接的なもので、否定に侵されない。主語は述語をもつという主語の規定を、普遍性への主語の関係をもつている。そこで否定されるものは、述語のなかの普遍性一般ではない。この普遍性に対して内容として現われる述語の抽象、あるいは規定性が否定されるのだ。——否定判断は全面的な否定ではない。述語が含む普遍的領域はなおありつつある。たとえば、「バラは赤くない」といわれる場合、それによって述語の赤という規定性が否定されるのである。その規定性が述語に帰属している普遍性から分離されるのだ。普遍的領域、色は保持されている。色一般が否定されているのではない。バラが赤くない時でもバラは或る色を持っている。このような普遍的領域から言えば、判断はやはり肯定的である。

以上のことと言表しているのが、「個別は一つの特殊である」という否定的判断の肯定的形式である。つまり、特殊は普遍性を含む。さらにこのことは述語が普遍であるのみならず、一つの規定されたものだということを表している。否定的形式もこれと同じものを含んでいる。例えば「バラはなるほど赤くない」としても、バラは色の普遍的領域を述語として含むし、他のある種の色をもつ。そこでは、単に赤という個別的規定性が揚棄されたにすぎない。普遍的領域が残されているだけでなく、規定性も保持されている。だがしかし、この規定性は一つの無規定的な規定性に、或る普遍的規定性にされている。従って、特殊性にされている。<sup>(6)</sup>

3. 特殊性は、否定判断の肯定的規定である。この特殊性は個別性と普遍性との間を媒介する。だから、否定判断は、一般に媒介者で、第三段へ導く、定在の判断を自己内反省へと導く媒介者だ。その意味で否定判断はその客観的意味からして諸偶有性が変化していく契機だ。あるいは、定在の領域でいえば具体的なものの個別的な特性が変化する契機だ。このような変化によって、述語の完全な規定性が、具体的なものが指定される。

「個別は特殊である」、これが否定判断の肯定的表現である。しかし、個別はまだ特殊ではない。というのは、特殊性は個別性よりも外延の広いものだからだ。だから、特殊は述語であるが、主語に適合せず、述語も主語のなかに真理をもっていない。だから、「個別はただ個別である」と言表されねばならない。個別は肯定的であろうと否定的であろうと他者に関する否定性ではない。ただ自己自身にのみ関係する否定性だ。つまり、バラははらかの色をもつものでなく、単にバラ色である。規定された一定の色をもつ。個別は無規定的な規定されたものではなく、規定的な規定されたものだ。

こうみると、否定判断の否定は最初の否定ではない。否定判断は断じて an und für sich 第二の否定、つまり否定の否定である。すなわち、否定判断は肯定判断の述語のもつ規定性を否定する。肯定判断の抽象的普遍性を否定する。内容からいえば、述語が主語から受け取っている個別的質を否定する。こうした規定性の否定は第二の否定である。それは、個別性の自己自身へ

の無限の還帰である。こうすることで主語の具体的総体性が回復される。或いは主語が否定と否定の揚棄によって自己と媒介されているから、主語ははじめて個別として指定されている。述語の側についていえば、述語もこうすることで最初の普遍性から絶対的規定性へと移行し、従って主語と一致する。そのかぎり、「個別は個別的である」が判断である。——他の面からいえば、この判断は「普遍は普遍である」である。というのはこうだ。主語は普遍的なものとして把握されねばならなかつた。そのかぎり主語のこの規定に対して個別である述語は、否定判断では特殊性にまで拡大された。したがつてまたこの規定性の否定は述語のもつ普遍性の純化にはかならない。こうして判断は「普遍は普遍である」となる。

この二つの判断は外的反省によって生じたのだが、これらの判断において述語は肯定性の形で表現されている。しかしまず、否定判断の否定は否定判断の形式で現われねばならない。ところが、前にのべたように否定判断のなかになお主語の述語への肯定的関係と述語の普遍的領域とが残存している。否定判断はこの点からすれば肯定判断よりも制限性なき普遍性を含んでいる。それゆえ、個別としての主語はますます否定されねばならない。その結果述語の全範囲が否定されることになる。述語と主語の間にはなんら肯定的関係はない。これが、無限判断である。

### c 無限判断 Das unendliche Urteil

1. 否定判断は肯定判断と同様に真の判断ではない。しかし、無限判断は否定判断の真理である。それは否定的無限 das Negativ-Unendliche である。それは一つの判断であるから、主語と述語の関係を含む、しかし同時にそのような関係はあるべきではないという判断だ。——否定的無限判断では諸規定が主語と述語として否定的に結びつけられ、その一方が他方の規定を含まないだけでなく、その普遍的領域をも含まないようなものだ。たとえば、「精神は赤くない、黄でない」、「精神は酸くない、加里性でない」、「バラは象ではない」「悟性は机ではない」等々だ。——これらの判断は正しく、真である。しかし、この真理はばかりており、無味乾燥だ。——否、むしろこれらはなんら判断ではない。——無限判断のより適切な例は悪い行為の場合である。たとえば、所有権をめぐる民事訴訟は相手方の所有が否定されるにすぎないから、否定判断である。そこでは、ただ法の名の下においてその物の権利を主張することができる。それ故、法は普遍的領域となつており、否定判断において承認され、維持される。しかし、犯罪は無限判断である。それは特殊の法のみならず、同時に普遍的領域を否定し、法を法として否定する。犯罪は普遍的領域を構成する人倫性に全く否定的に関係している。

無限判断の肯定的契機は否定の否定であり、個別性の自己自身への反省である。そうすることで、個別性ははじめて規定された規定性として指定される。この反省によって判断は「個別は個別的である」と表現される。この判断で主語は個別としてはじめて指定されている。定在の判断においては、主語は直接的個別であり、そのかぎり或るもの Etwas 一般であった。主語

は否定判断と無限判断との媒介によって反省され、はじめて個別として指定された。

2. 個別はこうしてそれ自身述語と連続するものとして指定された。このとき述語は個別と同一である。従つて、普遍性も諸区別の総括である。肯定的無限判断は「普遍は普遍である」となる。同様に、これも自己への還帰として指定されている。

判断諸規定の自己への反省によって、いまや判断は自己を揚棄した。否定的無限判断では、区別はこの判断が判断であるためにあまりに大きすぎる。主語と述語は相互のいかなる肯定的関係ももっていない。反対に、肯定的無限判断においては同一性が存在するのみだ。肯定的無限判断では区別が全く欠如しているために、もはや判断ではない。

3. こうして、ここで定在の判断が揚棄された。定在の判断では繋辞が含んでいるものが指定された。両項の同一性が指定された。即ち質的両項が両者の同一性のなかで揚棄された。しかし、この統一は概念である。だから、この統一は直接に再び両項に分離する。そして判断としてある。しかし、判断の諸規定はもはや直接的な規定ではなく、自己へと反省された規定である。ここに定在の判断は反省の判断へと移行した。

### B 反省の判断 Das Urteil der Reflexion

1. 反省判断の主語は個別である。述語は区別されたものの関係を通じて一つに総括された普遍である。だから、抽象的普遍性や個別的特性ではない。言いかえると、多様な特性と現実存在の自己総合 das Sich-Zusammennehmen である。また、述語は一つの規定された内容、すなわち内容一般である。この判断の例は、「人間は死ぬものだ」、「物は移ろい易い（こわれ易い）」、「この物は有用である、有害である」などで、物体の硬性、弾力性、幸福などはこの判断特有の述語である。それらは、一つの本質性を表現している。しかし、この本質性は相関関係における規定で、一つの総括的な普遍性である。この普遍性は反省判断の運動のなかで、より一層たちいって規定される。この普遍性は質的判断での抽象的普遍ではない。しかし、なお直接的なものとの関係をもつておらず、そこから出てきたものだし、この直接的なものを自己（この普遍性）の否定性として根底に横たえている。——概念は定在を規定して相関関係の諸規定とする。また現実存在の種々な多様性における相関関係そのものの連続性を作り出す。それゆえ、眞の普遍がこれらの規定の内的本質であることになるが、しかしそれも現象の中におけるそれでしかない。つまり、相対的本性でしかない。したがつて、この相対的本性も、まだそれらの徵表も相関関係諸規定の絶対的存在物 das Anundfürsich serende とはなっていない。

2. 反省判断は量の判断として規定される。定在の判断においては、はじめ質は最も外的な直接性であったが、同じ意味でここ反省の判断でも量は媒介に所属するとはいえない最も外的な規定である。

この規定が反省判断においてどのような運動をなすか注意しなければならない。定在の判断においては、規定の運動は述語において示された。反省判断においては、規定の展開は主語において行われる。けだし、

この判断は反省された自体存在 das reflektierte Ansichsein をその規定としてもっているからだ。したがって、本質的なものは、ここでは普遍であり述語である。それが根底に横たわり、主語はそれに比して測られ、それに適応するように規定される。——けれども、また述語は主語の形式が進展することで一つのより進んだ規定を獲得する。だが、間接的である。これに対して、主語の運動は上述の根拠から直接的に進行する。

3. この判断の客観的意味は次のようなものだ。個別は、その普遍によって定在をもつ。しかし、その定在は一つの本質的な関係規定のなかにおいてあり、現象の多様性のなかで自己を保持している本質性のなかにおいてある。だから、個別の根拠はさきに述べた現象における普遍、相対的本性でしかない。即ち、主語は絶対的に規定されたもの das an und für sich Bestimmte であるべきだが、にもかかわらず主語は規定性をその述語のなかでもつ。他方個別はその普遍的本質であるその述語に反省している。そのかぎり、主語は現実存在するものであり、現象するものである。述語は、この判断ではもはや主語に内属しない。述語はむしろ自体存在するもの das Ansichseiende であり、個別は偶有性としてこの自体存在するもの das Ansichseiende の下に包摂されている。反省の判断は包摂の判断である。

#### a 単称判断 Das singuläre Urteil

直接的な反省判断は、再び「個別は普遍的である」である。しかし、主語と述語について上述の議論をふまえて表現すれば、「このものは、本質的に普遍的なものである」となる。

しかし、このものは本質的に普遍的なものではない。一般的形式から言って、肯定判断は否定的にみられねばならない。しかし、反省判断は単に肯定的ではないから、否定は直接、述語に関係しない。述語は内属せず、自体存在するもの das Ansichseiende である。むしろ主語は変化するものであり、規定されるものである。ここで否定判断はこう把握される。「このものでないものが反省の普遍である」と。このようなそれ自体 ein solches Ansich は、つまり「このものでないもの」は「このもの」をこえる普遍的現実存在をもっている。つまり述語は、「このもの」をこえた普遍的現実存在である。この意味で、単称判断の真理は特称判断のなかにある。

#### b 特称判断 Das partikuläre Urteil

言葉をかえていえば、反省判断の主語は非個別性である。すなわち、特殊性だ。だが、この特殊性は個別が揚棄されて、現実存在するものが没落してしまうような特殊性ではない。というのは、反省判断では個別性は本質的個別性だと規定されているからだ。かくして、特殊性は外的反省における個別の拡大にほかならない。それゆえ、主語は「若干のこのもの」 Einige Diese、あるいは「個別の特殊的多数」 eine besondere Menge von Einzelnen である。

この判断は「若干の個別は反省の普遍である」とな

る。この判断は最初に肯定判断として現われる。しかし、また否定的である。というのは、若干のものが普遍性を含むが、しかし、若干のものは特殊性であり、それらは普遍性に適合しないからだ。この否定的規定は、単称判断の推移によって主語が獲得したものだが、この否定的規定は関係の規定、すなわち繋辞の規定である。つまり、こうだ。「若干の人間は幸福である」という判断の中には、直接的結果、「若干の人間は幸福でない」が含まれている。肯定判断と否定判断とは互いに分離せず、特称判断が直接に両者を含む。まさにこの判断が反省判断であるからだ。——しかし、特称判断は、それゆえ無規定性だ。

ところで「若干の人間」というようなこの判断の主語は「若干」という特称的形式規定のほかに、なお「人間」という内容規定を含む。単称判断の主語は「この人間」で、単称性であった。たとえば、「ガイウス」でありえた。しかし、この特称判断では主語は「若干のガイウス」ではありえない。それゆえ、若干のものには、たとえば人間、動物とか、より一層普遍的内容が附与される。このことは、一つの経験的内容ではなくて、判断の形式によって規定された内容である。つまり、この内容は普遍である。というのは、若干のものは普遍性を含み、同時に普遍性は個々の個別から切り離されねばならないからだ。この個別の根底には反省された個別性があるのだから。もっとくわしく言えば、若干のものは普遍的本性、つまり人間という類、動物という類である。——これらの普遍性は反省判断の結果であるところのものを、つまり「総ての人」を予期している。

そのかぎり、主語は諸々の個別、それらの特殊性への関係、そして普遍的本性を含み、すでに概念諸規定の総体性として指定されている。しかし、このような考察は一つの外面向的な見方である。実は、特称判断では主語においてすでに主語の形式を通して、さしあたって主語相互の関係のなかで指定されるのは「このもの」の特殊性への拡大である。しかし、この普遍化は「このもの」とは相容れない。というのは、「このもの」は一つの完全に規定されたものであるからだ。また「若干のこのもの」は無規定であるからだ。だから拡大も「このもの」に属すべきであり、「このもの」に適合し、完全に規定されていなければならない。こうして、「このもの」と普遍とが一体となる。これが、総体性 die Totalität であり、差し当たって普遍性一般である。

この普遍性は、根底に「このもの」をもっている。というのは、ここで個別は自己へと反省したものだからだ。個別の進展した諸規定は、それゆえ個別にとつて外的に行われている。前に特殊性が若干のものとして規定されたように、主語が普遍性を獲得したが、この普遍性は全体性 die Allheit である。こうして、特称判断は全称判断に移行する。

### c 全称判断 Das universelle Urteil

1. 普遍性は全称判断の主語であるが、外的反省の普遍性である。全体性 Allheit である。すべて Alle とはすべての個別である。個別はそこでも変らない。それゆえ、この普遍性は自己存在する諸個別の総括 ein Zusammenfassen der für sich bestehenden Einzelnen である。この普遍性は共通性 eine Gemeinschaftlichkeit だ。それは比較によって、これらの個別性に帰される共通性だ。——この共通性は、普遍性というときさしあたって主観的表象に思い浮べられるものである。ある規定が普遍的規定とみなされる第一の根拠は、その規定がより多くのものに帰属するということが挙げられる。しかし、普遍性というとき全体性 die Allheit だけが念頭に浮かび、普遍性が個別としての個別にすぎないものであるとすれば、それは悪無限にすぎない。いいかえると、それは多数性が全体性 die Allheit とみられることだ。しかし、多数性は多数性であるかぎりやはり特殊性にすぎず、全体性ではない。——もっとも、この際でも概念である絶対的に存在する普遍性 die an und für sich seiende Allgemeinheit はぼんやりとは考えられている。そこで、全体性 die Allheit を総体性 die Totalität に、すなわち概念的な絶対的存在 das kategorische Anundfürsichsein に置きかえてしまう。

こうしたことは、経験的普遍性としての全体性においてもみられる。個別が直接的な、外的な存在として前提されているかぎり、個別を全体性に総括する反省は個別にとって外的である。このとき個別は反省に対して全く無関心的である。だから、そのような個別と普遍性とは統一されない。そこで、経験的全体性 die empirische Allheit は課題にとどまる。それは当為 ein Sollen だ。こうして、経験的普遍的命題は事例の多数をもって全体性とみてよいという暗黙の同意に基づくられることになる。「すなわち、主観的全体性、つまり認識され得た多くの事例が客観的全体性と見られてもよい」<sup>(7)</sup> ということだ。

2. しかし全称判断をよくわしく考察するとそうではない。主語は絶対的に存在する普遍性 die anundfür sichseiende Allgemeinheit を含んでいる。いまや、主語はこの普遍性が指定された主語となっている。「すべての人間」とは、まず第一に人間という類を表わしている。第二に、この類は個別化の中における類を表わす。そこで、個別は類の普遍性にまで拡大される。逆に、普遍性は個別性とのこうした結合によって完全に個別性として規定される。こうして、指定された普遍性は前提された普遍性と同一のものとなる。

しかし、このように前提されたものを前もって考察すべきではない。結果を判断の形式規定において考察すべきだ。——個別性が全体性へと拡大されるとき、個別性は自己を同時に否定する否定性でもあるものとして指定される。したがって、この個別性は最初の個別性ではない。つまり、一個のガイウスの個別性ではない。この個別性は普遍性と同一な規定、つまり普遍の絶対的規定態 das absolute Bestimmtsein des Allgemeinen である。——単称判断のかの最初の個別性は肯定判断の直接的個別性でない。それは、定在の判断のなす弁証法的運動から生じたものだ。個別性はすでに規定されており、定在の判断の諸規定との否定的同一性である。これが反省判断の前提である。ただ、

この個別性も最初は個別性の潜在態 das Ansich、未展開状態である。普遍がただ潜在している状態である。ところが、反省判断の運動によって、個別性が普遍を潜在的 an sich にもつておることが指定された。つまり、規定（普遍）が自己自身と同一な関係となった個別性が指定された。こうすることで、かの反省は個別性を全体性へと拡大する。これは、個別性にとって外的でない反省である。むしろ、そうすることで個別性に潜在的 an sich であったものが顕在的 für sich になった。個別的普遍者が現われた。——この結果は、まさに客観的普遍性 die objektive Allgemeinheit である。このかぎり主語は反省判断の形式規定を脱け出した。いまや、「すべての人間」 alle Menschen の代りに「人間」 der Mensch と言わねばならない。

普遍性 die Allgemeinheit はこうして成立したが、普遍性は類 die Gattung である。それは、それ自身において具体的なものもある普遍性だ。類は主語に内属しない。主語の特性ではない。類はすべての個別化された規定性を、その実体的純粹性のなかに溶解して含む。——類は自己に対して否定的なものと一体となっているものとして指定されているから、本質的に主語である。しかし、その述語には包摂されない。こうして、反省判断の本性が一般的に変化する。

反省の判断は本来包摂の判断である。述語は主語に対して、自体的に存在する普遍 das ansichseiente Allgemeine として規定された。述語は本質的に相関関係の規定とみられた。この規定からすれば、主語は本質的現象にすぎない。だが、主語が客観的普遍性と規定されると、その相互関係の規定のもとには包摂されなくなる。このとき、述語はこの普遍性に対して一つの特殊となる。主語と述語の関係が逆となり、そのかぎり判断は揚棄されることになる。

3. 判断のこのような揚棄は、繫辞規定 die Bestimmung der Kopula の生成となる。判断諸規定の揚棄とそれらの繫辞への移行は同じものである。——つまり、主語自身が普遍性へと高まったのだから主語は述語と等しくなった。述語は反省した普遍性として、特殊性をそのなかに含んでいる。それゆえ、主語と述語は同一である。両者は繫辞へと合体した。この同一性は類であり、物の絶対的に存在する本性 die an und für sich seiende Natur である。それゆえ、この同一性が再び分離して判断となるかぎり、そのことは内的な本性である。——それは、必然性の関係である。——「この絶対的に存在する関連 Dieser an und für sich seiende Zusammenhang は新しい判断の基礎をなす。つまり、必然性の判断 Das Urteil der Notwendigkeit の基礎をなす。<sup>(8)</sup>」

### C 必然性の判断 Das Urteil der Notwendigkeit

普遍性の展開は絶対的に存在する普遍性、あるいは客観的普遍性 die anundfürsichseiende oder objektive Allgemeinheit という規定をつくった。本質の領域での実体性が、この普遍性に照応している。この普遍性が実体性と区別される点は、普遍性が概念だという点だ。この点で、普遍性はその諸規定の内的必然性であり、また指定された必然性もある。いいかえると、区別がこの普遍性に内在している。これに反して、実体は

その区別をただそれの偶有性としてもつにとどまり、原理としてそれ自身のなかにもっていない。

判断においては、この客観的普遍性が指定される。そこで、第一にはこの客観的普遍性はそれのもつ内在的な本質的規定性とともに指定される。これが、定言判断である。第二にこの客観的普遍性は、特殊性としての自己の本質的規定とは異なるものとして指定される。これが、仮言判断であり、選言判断である。こうして、かの普遍性はこの特殊性の実体的基礎をなす。こうして、客観的普遍性は類 die Gattung と種 die Art として規定される。

#### a 定言判断 Das kategorische Urteil

1. 類は自己を分割する。或いは類は本質的に自分を種となす。類は種を自分のもとに包むかぎり類である。種が種であるのは、それが一方では個別のなかに存在するが、他方では類のなかで、単なる個別よりもより高い普遍性であるかぎりでのみである。——このような普遍性が定言判断の述語である。主語は、この述語のなかにその内在的本性をもっている。しかし、この判断は必然性の最初の、直接的判断である。それで、主語はその規定性によって特殊であり、個別である。そのかぎり、この主語の規定性は外的現実存在の直接性に属している。たとえば、銅、鉄、金であり、バラである。こうして、判断命題は、「金は金属である」、「バラは植物である」——となる。——しかしこのとき、客観的普遍性は、初めてそれが直接的に特殊化したもの ihre unmittelbare Partikularisation (金、バラ,) をもつ。こうして、一方ではこの客観的普遍性は、それ自身が一つの規定的普遍性でしかないということになる。つまり客観的普遍性（類や種）そのものではないこととなる。一だから他方では客観的普遍性は、主語にとって最も近い（すぐ上位の）類ではないこととなる。したがって、類（という規定性）は主語の特種的特殊の原理ではないこととなる。このとき、主語と述語との実体的同一性だけが必然的であることとなる。そして、この同一性にたいして固有のもの、すなわち主語を述語から区別する主語固有のものは、単に非本質的な指定された存在としてあるにすぎない。或いは単なる名前にすぎない。（たとえばバラの色で赤いとかいうような外面的特性である。）これでは定在の判断である。しかし、ここでの主語はその述語のなかで自分の絶対的存在へ in sein Anundfürsichsein と反省している。——この点が、今までの述語ことなっている。このことは、次の例を比較すればよくわかる。

バラは赤い。(定在の判断) (1)

バラは植物である。(定言判断) (2)

あるいは、この指輪は黄い。(定在の判断) (3)

それは金である。(定言判断) (4)

(2)、(4) では「バラ」と「この指輪」は述語（植物、金）のなかに含まれている。定言判断では、内容は自己へと反省した形式の総体性である。だから、定言判断においては繋辞は必然性の意味をもつ。

2. しかし、「金は金属である」といっても金属のなかには鉄も銅もある。だから、金というときそれは述語に対して特殊であるが、その金（主語）はさしあたつ

て偶然的なものでしかないといえる。金と金属（類）との関係は明確に規定されているとはいがたい。主語と述語は、形式または規定性によって必然的に関係するのではない。必然性はいまだ内的である。——しかし、主語は特殊としてのみ主語であるとはいえ、主語が客観的普遍性をもっているのだから、主語は客観的普遍性を本質的に直接的規定性のなかにもたねばならない。客観的普遍は自己を規定し、自己を判断のなかに指定するから、自分からつきはなされてある規定性と同一関係のなかにある。いいかえると、この規定性は偶然的なものとして指定されているのではない。こうして定言判断はその直接的定在（主語）のもつこのようないくつかの普遍性によって、客観的普遍性と照応する。このようにして、仮言判断へと移行する。

#### b 仮言判断 Das hypothetische Urteil

1. 「もし A があるなら、B がある。」あるいは「A の存在がそれ固有の存在でなく、他者 B の存在である。」A も B も直接的現実存在か、外的に偶然的現実存在でしかない。だから、この判断で指定されていることは二つの直接的規定の必然的連関である。しかし、仮言判断においては、この二つの規定は相互に外的である。——またこの直接性のために、両面の内容は相互に無関心的である。それゆえ判断は空虚な形式命題でしかない。ところが、この両項の直接性は第一に自立的具体的存在である。しかし、第二に両項の存在関係は本質的なものである。それゆえ、両者の存在は他者によって在する単純な可能性と同じだ。仮言判断は、「A がある」または「B がある」を意味するのではなく、「もし一方があるなら、他方もある」を意味しているにすぎない。ただ両項の連関のみが指定されてある。両項が指定されているのではない。だから、この必然性においては各々が同じように他者の存在として指定されている。有限な物が、その物の形式的真理から、概念によって指定されている。というのは概念の段階では両存在が具体的同一性のなかにあるからだ。これが仮言判断である。「即ち、有限なものはそれ固有な存在であるが、しかし同時に有限なもの自身の存在ではなくして他の存在である、」——<sup>(9)</sup> といふことが指定されている。

2. 仮言判断においては、因果性の関連がその概念形式のなかにある。つまり、因果性の関係が自立した両面の関係としてではなく、本質的にただ一つの同一性の契機としてある。——けれども、この両面はこの判断では個別として、あるいは特殊として、そして普遍として互いに対立しているのではない。ただ契機一般として対立しているにすぎない。だから、仮言判断は命題の形式をもつ。仮言判断の内容は主語と述語との規定性において関係しあうのではない。したがって、仮言判断は無規定的形式の判断だ。——だが、存在は他者の存在である。このことによって、存在はそれ自体 an sich 自己自身と他者との統一であり、普遍性である。そうすることで、存在は本来的に一特殊である。というのは、存在は規定されているから、単に自己自身に関係しているものではないからだ。かくしてそれは単純な抽象的特殊性ではない。かえって、ここに特殊性としてある両契機は各々の規定性をもつ直接性と

してあることによって、区別された契機としてある。と同時に、両者の関係をなす両者の統一によって、特殊性は両者の総体性 die Totalität としてもある。「——それゆえこの判断において真に指定されているのは、概念の具体的同一性である普遍性だ。概念の諸規定は自己自立的な *für sich* 存在をもたない。ただ、普遍性のなかで指定された特殊性である。それは選言判断である。<sup>(10)</sup>」

### c 選言判断 Das disjunktive Urteil

1. 概念は、定言判断においては客観的普遍性と外的個別性であった。仮言判断においては、否定的同一性である概念は二つの外面性として現われた。この否定的同一性によって、概念の諸契機は、選言判断のなかで指定された規定性となる。それゆえ、選言判断は客観的普遍性を判断の形式と結合し指定する。したがって、選言判断では①第一に主語 (A) は単純な形式ではあるが、具体的普遍性、または類である。②第二に、この普遍性 (A) は区別された諸規定 (B,C) の総体性 die Totalität である。選言判断は「A は B か C である」だ。これは、必然性の概念を表わしている。すなわち、第一に両項 (B,C) の同一性 die Dieselbigkeit (A) は、同一の外延においても、同一の内容で、同一の普遍性である。第二に、両項は区別されているが、概念の同一性のために、その形式は单なる形式である。第三に、そのために同一的客観的普遍性 (A) は、非本質的な形式に対立して自己へと反省したものとして、内容として現われる。しかし、この内容は形式の規定性をもつておらず、一方では類の単純な規定性として現われるが、他方では区別へと展開する。このようにして、この普遍性は種の特殊性であり、種の総体性、類の普遍性である。——特殊性 (B,C) は述語となる。というのは、特殊性は一層普遍的なものだからだ。すなわち、特殊性は主語のすべての普遍的領域を含むし、またこの領域を特殊化し、分割する形で含むからだ。

この特殊化をよりたちいって考察しよう。そうするとまず第一に、類は種の実体的普遍性を形成している。それゆえ、主語 (A) は「B であるとともに C である」。この「……であるとともに……である」 dieses Sowohl-Als は、特殊性と普遍との肯定的同一性を表わしている。客観的普遍は、それ自身完全にその特殊性のなかに含まれている。第二に、それぞれの種は相互に排除しあう。その点では「A は B であるか、また C である」。けだし、各々の種 (B と C) は普遍的領域の規定された区別だからだ。この「……であるか、または……である」(「あれか、これか」 Entweder-Oder はそれらの否定的関係である。しかし、ここでも両者は同一である。類は規定された特殊として、それらの統一だ。つまり、A は B でもあれば C でもある。類は外的普遍性、比較や除去によって生じた普遍性ではなく、種に内在している具体的普遍だ。「あれであるか、これであるか」は、たとえば「あれ」と「これ」以外のあらゆる種を排除する。そして、「あれ」と「これ」との全領域を自分の中にとりこむ。この総体性はその必然性を客観的普遍との否定的統一のなかにもつっている。この客観的普遍は個別を自己のなかに容解し、そして個別性を区別の原理としてもっている。それで諸

種は規定され、関係させられている。これに反して経験的種はその区別を偶然性によっている。偶然性はそれら種の原理たりえない。——ところが、それらの種はそれらの種の規定性の関係によって述語の普遍性を形づくる。一いわゆる反対対立的概念 der konträre Begriff (例えば大と小) 矛盾対立的概念 der kontradiktorischen Begriff (例えば生と死) が本来の場所を見い出す。各々の種が単に差異的であるかぎり反対対立的である。また、各々の種がお互いに排除しあうかぎり矛盾対立的である。しかし、これらの規定は、一面的であり真理をもたない。選言判断「あれであるか、これであるか」 Entweder-Oder のなかで、それらの規定の統一が指定される。真理が得られる。この統一によれば、それら種の自立的在立は具体的普遍性そのものとして、否定的統一の原理である。ただそうすることで、それらの種は相互に排除し合う。

2. 否定的統一による、主語と述語との上述の同一性によって、類は選言判断のなかでもっとも近い類として規定される。この表現は、差し当って規定の量的差違を意味する。すなわち、普遍がそれの下にある特殊性に対してもっている規定が、より多いか、より少ないかでしかない。だから、本来最も近い類が何かということは偶然にとどまっている。しかし、類が諸規定の除去によってつくられた普遍であれば、類は本来いかなる選言判断をも形成することはできない。けだし、「あれであるか、これであるか」の原理を構成する規定性が、類のなかにあるか否かということは偶然のことになるからだ。この場合類は一般に種のなかにある類の規定性の面から表現されない。また、各々の種は偶然的な完全性をもっているにすぎない。

だが、そうではなく、類が具体的で本質的に規定された普遍性となると類は概念の諸契機の統一で、単純な規定性である。そして、概念の諸契機は類の単純性のなかでのみ揚棄される。しかし、それらの諸契機はその実在的区別を諸々の種のなかでもっている。それゆえ、この類は種の最も近い類である。それは種がその特殊的区別を類の本質的規定性においてもち、そして各々の種一般がそれらの区別された規定を類の本性のなかに原理としてもっているかぎりでだ。

上で考察した面は主語と述語との同一性を規定された存在一般の面からみたものだ。それは仮言判断によって指定された面だ。仮言判断の必然性は直接的なもの (主語) と差異的なもの (述語) との同一性である。同一性は本質的に否定的統一であった。この否定的統一は、一般に主語と述語とに分離する。この分離は、実は概念の区別である。だから、ここにある述語としての種々の総体性としての種も概念の区別である。——だから、選言肢相互の規定もやはり概念の区別に還元される。けだし、選言し (自分を分かち)、とともにその規定のなかでその否定的統一を顕現するものは概念だからだ。要するに、種はここで単純な概念の規定性からのみ考察される。選言判断において、概念の選言 (分離) が概念自身に固有である展開によって指定されている。それは、概念のもとで規定された諸概念への概念の区別だ。——ところで、概念は普遍であり、特殊の肯定的総体性であり、同じく特殊の否定的総体性もある。だから、概念それ自身は選言肢の一つである。しかしこれに対して他の選言肢はこの普

普遍性がその特殊性へと合一したものだ。それは、概念の規定性としての規定性だ。その規定性のなかでは、普遍性自身が総体性としてある。——類の種への選言（分離）がこのようなものでないとすれば、それは選言自身が概念の規定性へと高まらず、概念から生じたものではないということである。——色は紫、藍青色、淡青色、緑、黄、橙であるか、また赤である。このような選言は色の経験的混合であり、不純性でもある。この選言は全く素朴なものだ。色は明と暗との具体的な統一として把握されたとき、類となる。この類はそれ自身において類が種へと特殊化する原理である規定性をもっている。

3. 選言判断は、述語の中に選言肢をもつ。しかし、同様に選言判断そのものが選言（分離）する。主語と述語は選言肢である。同時に両者は、同一的に指定された概念の契機である。しかし、この概念の契機は同一のものとして二面性をもつ。(α) 客観的普遍性のなかにあるそれである。この普遍性は主語においては単純な類として、そして述語においては普遍的領域として、また概念の諸契機の総体性としてある。(β) 否定的統一のなかにある面で、必然性の展開された連関のなかにある面だ。それによれば、主語のなかにおける単純な規定性は、諸々の種の区別へと互いに進んでいく。そしてまさにこの点で、この単純な規定は本質的関係であり、自己自身と同一的なものである。「この統一、つまりこの判断の繋辞は、そこにおいて判断の両項が、それらの同一性によって一つとなったのだが、この統一と繋辞は概念そのものである。そしてなるほど、それ（概念）は指定されたものだ。必然性の単純な判断はこうして概念の判断に高まった。<sup>(11)</sup>」

#### D 概念の判断 Das Urteil des Begriffs

1. 対象の概念への関係が、この判断においてはじめて登場する。この判断において、概念が根底となっている。その概念が対象へと関係しているのだが、概念が実在性に適合することもあるべきだ、しないこともある。だから、概念は一つの當為 ein Sollen としてあることになる。したがって、この判断は眞の価値判断を含むことになる。「述語の良い、悪い、眞である、美しい、正しい等は、事柄がそこに絶対的に前提される當為としての普遍的諸概念に照して測られていることを表わしている。すなわち、事柄がそれらの概念と一致しているか否かということを表現している。<sup>(11)</sup>」

2. 概念の判断は様相の判断 das Urteil der Modalitätともいわれる。この判断の形式は、主語と述語の関係が外的悟性的なものだということになる。また、繋辞の価値を思推との関係からのみ論ずる。それによれば、蓋然判断では肯定または否定が任意だったり、可能的だったりする。実然判断では肯定または否定が眞であり、即ち現実的である。必然判断では肯定、否定が必然的である。——こうして、概念の判断は判断そのものから逸脱しており、判断の規定がある種の主観的なものにすぎないといわれたりすることになる。というのも、判断の中に再び現われて、直接的現実性と関係するものが概念という主観的なものだからだ。けれども、この主観的なものは外的反省と混同されることはなら

ない。かの選言判断から再び出てくる概念は、單なる様相 (Art und Weise) とは正反対のものである。この意味では、前の諸判断こそ主観的なものだった。というのは、前の諸判断は抽象と一面性に基づいており、そこでは概念は解消してしまうからだ。それらとくらべれば、概念の判断は客観的な判断であり、眞理である。というのは、この判断においては概念は概念としての規定性において根底になっているからである。

3. 選言判断では、概念は普遍的本性とその特殊化との同一性であった。こうして、判断の関係そのものが揚棄された。そして、普遍性と特殊化とのこの同一性、つまり具体的なものも、最初は单なる結果である。しかし、この具体的なものは、さらに総体性へと自己形成しなければならない。というのは、この具体的なものが含む諸契機はそのなかで没落しており、規定された自立性のなかで相互に対立するものとなっていないからだ。こうした結果の欠点は、次のようにいえる。選言判断では客観的普遍性はそれの特殊化のなかでは完全なものとなっていた。しかしその特殊化の否定的統一がただ客観的普遍性への還帰でしかなく、第三者、つまり個別性にまで規定されていなかったからだ。——「しかし、結果そのものが否定的統一であるかぎり、結果はすでにこの個別性である。しかし、結果は一つの規定性であり、それはいまや自分の否定性を指定し、自分を両項に分離し、こうして推理へと完全に展開していかねばならぬ規定性だ。<sup>(12)</sup>」

「この統一の最初の分離 die Direktion は判断であり、そこでは統一が一方では主語として、直接的な個別として、そして次には述語として、その諸契機の規定された関係として指定される。<sup>(12)</sup>」

#### a 実然判断 Das assertorische Urteil

1. 概念の判断もはじめは直接的である。それが実然判断である。主語は具体的個別一般であり、述語はその個別をいい表すのだが、個別の現実性、規定性、性状でもっていい表わす。「この家は悪い」、「この行ないは善い」である。詳しく述べよう。(a) 主語は或るものであるべきだ。主語の普遍的本性が自己を自立的概念として指定する。(b) 主語は特殊性である。この特殊性は直接的であり、その自立的普遍的本性から区別されている。そのため、この特殊性は性状 Beschaffenheit、または外的現実存在 äu ß erliche Existenz としてある。そう述語づけられる。この性状と外的現実存在とは普遍に対して無関心的である。概念がそれらと独立にあるために。だから、普遍に適合することも、しないこともある。——この性状は個別性である。選言判断での普遍の必然的規定をこえた個別性である。この性状は種の特殊化であり、類の否定的原理である規定だ。そのかぎり、選言判断から生じた具体的普遍は実然判断のなかで両項の形式に分かれた。だが、両項には、まだ両項を関係させる指定された統一としての概念が欠けている。

2. こうして、判断はようやく実然的である。その確定は一つの主観的断言である。あるものが良いか、悪いか、正しいか、適当であるか否かなどは外的第三者に関連している。しかし、この関連が外的に指定されるということは、その関連がようやくそれ自体 an sich

内的であるということである。——あるものが良いとか、悪いとかいうとき、主観的意識においては良いが、しかしそれ自体として *an sich* 悪いとは思わない。通常、それらを対象そのものの述語だと思う。——だが主語と述語とのそのもの自体に *an sich* 存在する関係が、いまだ措定されていない。この点に、この判断の単純な主観性がある。つまり、主語と述語との関係が外的なものにすぎない。繋辞も直接的な、抽象的存在でしかない。

3. だから、実然判断の断言には反対の断言が同じ権利をもって対立する。「この行為は良い」と「この行為は悪い」とが同じ正当性をもつ。——それ自体として *an sich* 考察するところなる。判断の主語は直接的個別であるから、主語はこの抽象のなかでいまだ規定性を自己のなかに措定されていない。つまり、主語の普遍的概念への関係を表わす規定性が、いまだ主語のもとに措定されていない。だから、主語はなお偶然的なものであり、概念に照応したり、しなかったりする。それゆえ、判断は本質的に蓋然的であることとなる。

### b 蓋然判断 Das problematische Urteil

1. 実然判断は肯定的とも否定的とも理解される。こうして、実然判断は蓋然判断だ。——この（質的）面から見れば、特称判断も一つの蓋然判断である。特称判断も肯定的でもあり、否定的でもあるからだ。——同様に仮言判断においても主語と述語の存在は蓋然的である。また、この両者によって単称判断と定言判断とが主観的なものだということになる。肯定的であることのなかに否定が含むからだ。しかし、蓋然判断はこれらの諸判断よりも内在的である。というのは、述語の内容が、蓋然判断では主語の概念に対する関係であるからだ。従って、ここに直接的なものが偶然的なものだという規定が存在する。以上が、蓋然判断と他の判断とのちがいである。

2. 蓋然判断を分析しよう。まず初めに、蓋然判断では述語がいかなる主語と結合されるべきか否かということは全く蓋然のことである。そのかぎり、繋辞は無規定性におちいる。つまり、述語にとってはいかなる規定も生じない。述語はすでに客観的具体的普遍性だからだ。それゆえ、蓋然的だということは主語の直接性に関する事である。こうして、直接性は偶然性と規定される。——とはいえる、主語の個別性は捨象されない。一般にこの個別性を洗い落してしまうと、主語はたんに普遍となってしまうからだ。そこで、述語は主語概念と主語の個別性との関係を措定せねばならない。——たとえば、「この家は良い」とはいえない。「これこれの状態だから」と付け加えなければならない。——主語そのものの蓋然性は主語の偶然性の契機となる。事柄の主観性はその概念（客観的本性）に対立させられ、この主観性は單なる様相、性状となる。

こうして、主語は普遍性、または客観的本性、即ち當為と定在の特殊的性状とに区別される。このことは、主語がそのあり方の根拠を自分のなかにもっていることである。このようにして、主語は述語と一致するこのとき主語はすでにそれ自体として *an sich* 普遍と特殊との統一である。だが、蓋然的なものの蓋然的という否定性が主語の直接性に対して向けられる

かぎり、この否定性は主語の両契機の根源的分割を意味する。それは、判断そのものである。

さらに注目すべきことは、主語の両側面、主語の概念と性状とが主語の主観性と名づけられるものだということである。概念は事柄 die Sache の本質で、自分の中へと帰った普遍的本質だ。また、事柄の自己自身との否定的統一だ。この統一が、概念の主観性を形づくる。しかし、事柄は本質的に偶然的もある。そして、外的性状 eine äußerliche Beschaffenheit をもつ。これは主観性を意味する。それは、概念の客観性に対立している。「事柄 die Sache そのものとは、まさにその概念が自己自身の否定的統一として普遍性を否定し、そして個別性のもつ外面性へと現われ出るということだ。<sup>(13)</sup>」——判断の主語は、このような二重のものとして措定されている。主観性のもつ対立する二つの意味は、まさに一つである。こうして、主観的なものの意味は蓋然的となる。

3. 「蓋然的なものが事柄の蓋然的なものとして、性状をもった事柄として措定されると、判断そのものはもはや蓋然的ではなく、必然的である。<sup>(14)</sup>」

### c 必然判断 Das apodiktische Urteil

1. たとえば、「これこれの性状の家は善い」、「これこれの性状の行為は正しい」が必然判断の例である。必然判断の主語は、第一に普遍をそれ自体のなかにもっている。第二に、主語はその性状をもつ。性状こそ、概念の判断の述語が主語全体に属する根拠である。換言すれば、性状によって主語がその概念と一致する。つまりここでは主語と述語とが一致する。そして同一の内容をもつ。この内容は措定された具体的普遍そのものだ。この内容は二つの契機をもつ。客観的普遍、あるいは類と個別化されたものとの二契機である。「それゆえ、普遍は普遍そのものであるとともに、その反対者を貫いて自己を連続させ、この反対者との統一として、はじめて普遍である。<sup>(14)</sup>」——述語が「善い」、「適当な」、「正しい」であるような普遍は、當為 ein Sollen を根底に横たえている。と同時に、定在との一致をもっている。この一致こそが普遍性であり、必然判断の述語を構成する。だから、當為そのもの、類そのものが普遍性なのではない。

主語も同様に二契機を直接的に統一した事柄としてある。しかし、事柄は真実のところそれ自身において當為と存在とに分裂している。このことは、すべての現実性についての絶対的判断である。——それは、根源的分割であり、概念の全能を意味する。この根源的分割が、同様に當為と存在との統一への還帰であり、絶対的関係である。このことが、現実的なものを一つの事柄 eine Sache となす。これらの内的関係、この具体的同一性が事柄の魂である。<sup>(15)</sup>

事柄が直接的单一性から、事柄の當為と存在との規定された関係である一致 das Entsprechen へと移行すること、いいかえると繋辞は事柄がその特殊的規定性のなかにあることをより明らかにしている。類は絶対的に存在する普遍 das an und für sich seiende Allgemeine である。そのかぎり、それは没関係的なものである。——だが、特殊的規定性は普遍性へと還帰するが、しかし同時に一つの他者（外的現実存在）へ

も還帰する。それゆえ、判断は主語の性状にその根拠をもつ。こうして、判断は必然的だ。それとともに、いまや規定された、充実した繋辞がある。それは、今まで根拠一般にまで発展した。すなわち、繋辞はまず第一に直接的規定性として主語のなかにある。しかし、同様に述語への関係である。この述語もかの一致即ち普遍性への主語の関係そのものを内容としてもつ。

2. この意味での判断の形式は没落した。第一には、主語と述語とがそれ自体として *an sich* 同一の内容だからだ。しかし第二に、主語はその規定性によって自己をこえて述語に関係するからだ。しかし、それゆえ第三にこの関係は述語のなかに移行し、述語の内容そのものとなる。こうして、この関係は指定された関係であり、判断そのものである。——こうして、概念の具体的同一性が全体として回復された。はじめは、単に述語のなかで指定されたにすぎなかつたが。

必然判断の主語と述語とが、いまや全体的概念 *der ganze Begriff* である。このことが、必然判断の積極的一面である。——この概念の統一は主語と述語とを関係させる繋辞 *die sie beziehende Kopula* を構成する規定性である。同時に、主語と述語とからは区別される規定性だ。この概念の統一は、初めは主語の直接的性状で、主語の他の面である。しかし、この統一は本質的に関係づけであるから主語と述語とを貫通しているものであり、普遍である。——主語と述語とは同じ内容をもっているが、これに反してかの規定性（繋辞）によって形式関係が指定される。規定性が普遍として、そして特殊性として指定される。——この意味でこの規定性は主語と述語という形式規定をもっており、両者の規定関係そのものである。この関係が判断の繋辞である。繋辞は、この判断のなかで両項へと消えていったのだが、この判断から再び現われ出た統一で、概念の統一である。繋辞の充実によって判断は推理 *der Schluss* となった。

ヘーゲルの判断論は、判断表ではなく、概念の展開を核とした判断の自己展開となっている。それが同時に認識を深化させ、豊かにすることとなっている。

(了)

〔註〕

- (1) Hegel, "Wissenschaft der Logik" 2 (WdL.2)  
Suhrkamp 版 S.301, 武市健人 訳『大論理学』下巻(岩波版) 71 頁  
(以下同様)
- (2) S.302, 71 頁
- (3) S.307, 77 頁
- (4) S.308, 78 頁
- (5) S.313, 84 頁
- (6) S.322, 94 頁
- (7) S.332, 105 頁
- (8) S.335, 108 頁
- (9) S.337, 111 頁
- (10) S.339, 113 頁
- (11) S.344, 119 頁
- (12) S.345, 121 頁
- (13) S.348, 124 頁
- (14) S.349, 125 頁
- (15) S.350, 126 頁